

# 電子申請による自衛消防訓練通知開始のお知らせ！

自衛消防訓練の届出が、消防本部や消防署へ直接提出に加え、パソコンやスマートフォンによる「電子申請」ができるようになりました。



## ○自衛消防訓練が必要な建物

- 1 特定防火対象物で収容人員が10人以上または30人以上  
(公民館、遊技場、飲食店、物販店、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園など)
- 2 非特定防火対象物で収容人員が50人以上  
(共同住宅、学校、図書館、博物館、公衆浴場、神社、工場など)

## ○訓練内容

- 1 通報訓練 電話を利用して消防機関へ119番通報
- 2 消火訓練 消火器や屋内消火栓などの位置、性能、取扱方法の確認
- 3 避難誘導訓練 避難経路の確認、施設利用者の避難誘導、避難器具の取扱方法の確認
- 4 地震訓練 地震災害時の対応確認

## ○申請方法

下記のQRコードまたはURLによる電子申請



(QRコード)



<https://logofarm.jp/form/NKUD/206341>

(URL)

※受信完了メールが必要な方は、**メールブロックを解除**するか**no-rely@logofarm.jp**のメールが受信できるようにしてください。

## ☆こんなことができるワンポイントアドバイス☆

- 1 実際に通信指令室に119番通報ができます。
- 2 水消火器やスモークマシンを借りて訓練ができます。
- 3 消防職員を派遣して訓練指導を受けることができます。

※2及び3は、事前打合せのためこちらから連絡をさせていただきます。



## ○お問い合わせ○

下田消防本部予防課予防係

TEL：0558-22-1849

FAX：0558-23-1107

Mail：yobou@shimoda-fd.jp